

平成30年 第2回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕開催状況

開催年月日 平成30年7月2日(月)  
 質問者 民主・道民連合 笹田 浩 委員  
 答弁者 環境・エネルギー室長、環境・エネルギー室参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 新エネ導入加速化基金について</p> <p>次に、新エネ導入の加速化基金について伺ってまいります。平成29年度に創設した「新エネルギー導入加速化基金」では、平成29年度に12億円の積立を行い、5年で60億円、将来は100億円規模として、新エネの導入拡大に取り組んでいるというふうに承知をしています。</p> <p>(一) モデル事業の進捗状況について (笹田委員)</p> <p>そこで、「新エネルギー導入加速化基金」を活用した平成29年度の「エネルギー地産地消事業化モデル事業」では、上士幌、弟子屈、南富良野、稚内の4地域がモデル地域として認定されているわけですが、この各地域の進捗状況と、平成30年度の新規採択予定1件の事業概要についてお伺いいたします。</p> <p>(二) 今後の基金事業について (笹田委員)</p> <p>そこで、今後の基金事業についてお伺いしますけれども、新エネ導入加速化基金は5年で60億、将来100億とのことでありますけれども、現状でのモデル事業は5年で20億から25億円の規模となっております。今後の新たなモデル事業を追加する際の考え方についてお伺いいたします。</p> <p>道内における多様な事業展開に向け、一貫したモデル事業の推進に努めてまいるといふことですので、更に多様な事業展開をここは期待をいたします。</p>	<p>(北村参事)</p> <p>各地域のモデル事業の状況についてであります。上士幌町では、家畜ふん尿バイオガスプラントから電気を酪農家や住宅に供給し、熱を農業利用するものであり、弟子屈町では、町民等の出資による地域エネルギー会社が地熱発電による電気と熱水を公共施設などに供給するものであります。</p> <p>また、南富良野町では、エネルギーマネジメントシステムにより木質バイオマス、LNG及び雪氷冷熱を最適に利用しようとするものであり、稚内市では、市の所有する風力発電を活用し、複数の公共施設において最適に利用するとともに、水素への変換及び活用を検討するものであります。</p> <p>事業2年目の今年度は、事業規模や費用などの具体的な検討を行い、3年目以降、発電設備の導入や需給システムの構築等へと進む計画となっております。</p> <p>また、本年度は、小規模集落でも応用可能なモデルについて募集したところであり、現在選定作業を進めており今後、事業計画の認定を行う予定であります。</p> <p>(北村参事)</p> <p>新エネルギー導入加速化基金についてであります。本道は地域における豊富で多様な新エネルギー資源に恵まれており、その活用を加速化していくことが重要であります。</p> <p>道では、平成29年度から5年間を集中期間として、先駆的な地産地消のモデルづくり、市町村等に対する設計や設備導入への支援などに取り組んでおります。</p> <p>今後とも、道内における多様な事業展開に向け、システム検討から事業化まで一貫した事業モデルの推進などにより、エネルギーの地産地消の加速や地域ポテンシャルの最大限の活用のほか、道有施設等への率先導入などにより新エネルギー導入の一層の加速に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) モデル事業の展開について (笹田委員)</p> <p>「エネルギー地産地消事業化モデル事業」では、採択地域の事業の目的の達成、これはもとよりでありますけれども、もう一つの大きな役割であります、各地域で得られた成果の普及、他の地域への展開、これが重要だというふうに考えますが、どのように展開し、どう取り組んでいくのかお伺いいたします。</p>	<p>(環境・エネルギー室長)</p> <p>新エネルギーの導入拡大に向けた取組についてでございますが、モデル事業については、その取組状況や成果の普及を通じ、他地域での展開につなげることが重要であります。</p> <p>このため、事業の進捗状況や課題、成果などについて道内の市町村が参加する会議などで情報提供を行いますとともに、専門家の派遣による導入促進に向けたアドバイスの実施、設計や設備導入など取組の段階に応じたきめ細やかな支援を行うなどして、地域の特性や資源を効果的に活用した取組を促進してまいります。</p> <p>さらには、金融機関等と連携し、事業化に向けた多様な金融支援の手法等を検討するなど、地域や企業、金融機関等の方々と連携し、新エネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。</p>

開催年月日 平成30年7月2日  
 質問者 民主・道民連合 笹田 浩 委員  
 答弁者 観光振興監、誘客担当局長、観光局参事

質問要旨	答弁要旨
<p>三 IRについて</p> <p>(一) 法案成立後の対応について                      (笹田委員)                      IR整備法案については、カジノ設置に関する国民の不安を解消できず、様々な問題を積み残したまま、今国会で審議が進められています。法案成立後、道はどのようにこれに対応していくのか、お伺いします。</p> <p>(二) ギャンブル依存症対策について                      (笹田委員)                      多くの道民が懸念しているギャンブル依存症について、道は体系的な対策を講じていくとしています。しかし、具体的に体系的な施策が見えてきません。何をどこまでやれば道民の不安が解消されるのか。また、依存症対策だけで道民の不安は解消されるのか、考えをお伺いします。</p> <p>(三) 道民の理解について                      (笹田委員)                      IR整備法案に基づく規制、依存症対策基本法案による総合的な対策、それを受けて国や事業者と連携して、効果的に推進をする。そのことで道民の方々の不安を解消することが可能だと認識している答弁ですが、具体的に不安を抱えている多くの道民に対し、どのように理解を求めていこうとしているのか、お伺いします。</p>	<p>(森参事)                      法案成立後の対応についてでございますが、IRについては、観光の振興や地域経済の活性化などの大きな推進力になることが期待される一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるところでございます。道としては、現在国会で審議中のIR整備法案の動向を見極めながら、懸念される社会的影響対策をはじめまして、北海道に相応しいIRのあり方や優先すべき候補地につきまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(森参事)                      ギャンブル依存症などの対策についてでございますが、IRにおけるカジノ設置に関し、懸念されているギャンブル依存症などについては、現在、国会で審議されているIR整備法案に基づく規制に加えまして、依存症対策基本法案による総合的な対策等を国や事業者と連携し、効果的に推進することで、道民の方々の不安を解消していくことが可能と認識しております。</p> <p>道といたしましては、これらの法案の動向も見据えつつ、国や市町村、医療機関、民間団体等と連携を図りながら、体系的な依存症対策を講じますとともに、青少年の健全育成や犯罪の予防といった影響対策につきましても、関係機関との連携のもとで、実効性のある取組を進めていくことが必要と考えております。</p> <p>(榎誘客担当局長)                      道民への対応についてでございますが、道では、これまでも、国が進める日本型IRの意義や概要、ギャンブル依存症対策などをテーマに、フォーラムやセミナーなどを道内各地で開催いたしまして、多くの道民道民の方々の理解の促進に努めてきたところでございます。</p> <p>IR整備法案の成立後は、道民の方々の関心も高くなっていくことなどを踏まえ、これまで以上に丁寧な情報発信が必要と考えており、道といたしましては、様々な機会を活用し、今後検討を進めます北海道型IRのコンセプトや依存症対策の方向性をお示ししていくなど、理解の促進に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) I R 誘致の判断について (笹田委員)</p> <p>これまでもフォーラムやセミナーで理解の促進に努めてきた、そして成立後はこれまで以上に丁寧にやると、そして様々な機会を通じて、依存症対策の方向を示していく、道民の方々の理解が得られると答弁でしたが、なんら具体的に何をやるというものが見えてこないわけであります。マイナスの影響を直接受けるのは道民であります。そのためにも道民の理解が不可欠であります。不安解消が可能という認識の割には、具体策があまりみえない気がします。そんな中では、道民の理解は得られないと思います。</p> <p>I R の誘致については、「I R 整備法案の審議の動向も踏まえる」と答弁されておりますが、他府県では、法案の成立を待つことなく、I R の誘致を表明しているところもあります。これまで道は、法案が成立していないことを理由に、誘致の判断を先延ばししてきました。I R 法案は今国会での成立を目指しておりますことから、審議の状況にかかわらず、道として判断する時期というのは、今のような気がします、見解をお聞かせください。</p> <p>(笹田委員)</p> <p>慎重かつスピード感を持って検討を進め、適切に判断するとの答弁でありますけれども、道は観光振興や地域経済それと、社会的影響を天秤に掛けるような議論調整のやり方は止めていただきたい。I R で仮に大きな利益が道内に配分されることよりも、I R で一人でも二人でも悲しい思いをする道民を作らない、行政のやるべきことはそっちのほうだと思います。この際反対の立場を明確にすべきだと思いますけれども、I R 全般について知事に改めてお聞きしたいと思います。議長の取り計らいをお願いします。</p>	<p>(本間観光振興監)</p> <p>誘致の判断についてであります、現在、国会で審議中の I R 整備法案が成立した場合には、国において本格的な I R 導入プロセスに入りますことから、I R の誘致を目指す全国の自治体や民間事業者の動きも一層活発になるものと認識しております。</p> <p>道としては、こうした動きを見極め、道議会でのご議論はもとより、各分野の有識者をはじめ、幅広い方々のご意見を伺いながら、北海道に相応しい I R のあり方や優先すべき候補地、さらには、懸念される社会的影響対策などにつきまして、慎重かつスピード感をもって検討を進め、基本的な考え方を整理していく中で、I R の誘致について適切に判断してまいる考えでございます。</p>

平成30年 第2回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕開催状況  
(労働政策局雇用労政課)

開催年月日 平成30年7月2日  
質問者 民主・道民連合 笹田 浩 委員  
答弁者 経済部長、労働政策局長、雇用労政課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 人材確保対策について</b> <b>(一) 多様な人材の確保について</b> <b>1 外国人労働者の受け入れ拡大について</b> (笹田委員) 先に関議決定されました骨太の方針に、新たな在留資格の創設が盛り込まれ、一定の専門性や技能を有し、即戦力となる外国人労働者の受け入れを拡大する方針が示されました。 道内では、外国人技能研修生の受け入れが、食料品製造業などを中心に過去最高を記録する中、現実問題として、人手不足を外国人に頼っている状況もあるわけでありです。 この人材確保の取組において外国人労働者をどのように位置付けようとしているのか、所見を伺います。</p> <p><b>【指摘】</b> (笹田委員) 今の現状からすればですね、答弁にあったとおり外国人材を受け入れていくことが、今後ますます重要になるというそういう認識で答弁されましたけれど、外国人留学生のマッチング支援を実施するという程度ではなくて、もうちょっとさらに、踏み込んでいった方がいいというふうに思います。これ指摘します。 それとまた、骨太の方針も出されているわけですが、これ具体的にどういような中身になるかわかりませんが、この分もしっかりと注視していただきたいということを指摘させていただきます。</p> <p><b>2 就業環境の改善について</b> (笹田委員) 次に、「働き方改革推進方策」において、外国人のほか、女性や高齢者など多様な人材の活躍により、労働力人口の増加を図るとしております。 一方で、道内では、依然として非正規雇用労働者の割合が高いというのが現状であって、人手不足の解消に向けては、単なる数合わせに終わることなく、非正規労働者の正規化などを、一人ひとりの生活水準向上につながる、そして就業環境の改善を同時に進める必要があると考るわけでありますが、道はこの推進本部において、どのように対応しようとしているのか、所見を伺います。</p> <p>(笹田委員) 働き方改革も法律が整備されましたし、北海道の中小企業は再来年くらいよいよ施行されるわけでありまして、ほぼイコールの課題でありますし、今言った事例集を作成するにあたって、これから将来にわたって、本当にか、そういう非正規の人たちがどれくらい正規職員で働いていきたいと思っているのかというようなところをしっかりと抑えていって、やっていただきたいというふうに思います。</p>	<p>(雇用労政課長) 外国人材についてでございますが、さまざまな業種で人手不足が顕在している本道におきましては、女性や高齢者、若者など多様な働き手の就業促進を図ることが必要でございます。 加えて、グローバル化の進展や外国人観光客の増加に対応するためには、国際的視野や専門的な知識、技能を有する外国人材を受け入れていくことが今後ますます重要になると考えております。 このため、道といたしましては、外国人留学生の道内就職の促進に向け、経済団体などと連携し、就職活動に関する相談対応や道内企業の魅力発信、マッチング支援を実施するなど、本道において、より多くの外国人材に活躍してもらえよう取り組んでまいります。</p> <p>(労働政策局長) 就業環境の改善についてでございますが、人手不足が深刻化する中、人材の確保や定着を図る観点からも、非正規雇用労働者の正社員化など、就業環境の改善を進め、全ての人々がいきいきと働ける職場環境づくりが重要と認識をしております。 道では、これまで、働き方改革支援センターにおきまして、就業環境の改善等についての企業からの相談に対応するとともに、人手不足が顕著な業種について実態調査を行い、非正規雇用労働者の正社員化や処遇の改善、長時間労働の是正といった働き方改革プランをとりまとめたところでございます。 道といたしましては、本年度、非正規雇用労働者の処遇改善なども含めた働き方改革の優良事例集を作成することとしており、「人材確保対策推進本部」を通じて、業界団体や関係機関にこうした改革プランや優良事例集を普及するなど、全庁一体となって、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(二) 人材確保対策推進本部について</b>  <b>1 取組の方向性などについて</b>  (笹田委員)  次に、そこで今出てた人材確保推進本部について伺ってまいります。先の代表格において、我が会派から人材確保対策の取組について質したところ、道からは、人材確保対策推進本部のもと、関係部局の連携により全庁一体となって推進する旨の答弁がありました。推進本部における取組の方向性と、今年度の具体的な取組についてお伺いいたします。</p> <p><b>2 各分野の連携について</b>  (笹田委員)  その人材確保対策推進本部においては、各所管部の施策を総合調整し、連携を図るとしているほか、国や業界、庁外の連携も進めることというふうなことでありますけれども、個人的には、そんなの作らなくても日常的にできるんじゃないのかな、という気はします。しかし、実際は、やっている中身を見ますと、従前と変わらず、個別施策の継ぎ継ぎ、継ぎはぎで、実効が上がらずこれまでと同じではないか。推進本部が、各部縦割りの単なる情報交換会議みたいなものになってしまわない、そのためにも、個別分野の枠を超えた庁内外の連携を具体的な形にして、より効果の高い取組を推進すべきであるというふうに思いますが、道の考えをお聞かせください。</p> <p><b>3 推進本部の体制などについて</b>  (笹田委員)  答弁のとおりなんでしょうけども、さらに聞いてまいりますけども、推進本部の体制についてでありますけども、代表格質問で我が会派からも指摘したとおり、推進本部の設置を、より実効性の高い人材確保の取組に繋げるためには、各地域の産業構造や、産業毎の人手不足の状況や課題を具体的に把握した上で、推進本部が牽引力のある計画を策定するなど、体制の充実を図る必要があると考えますが、所見を伺います。</p> <p>(笹田委員)  ありがとうございます。人材確保対策なくては、道内産業はまわりません。大変重要な課題でありますし、この取組、推進本部の体制など聞いてまいりましたけども、まだ不十分というふうに思いますので、これ全般について知事に改めて確認させていただきたい。委員長におかれましては、配慮のほどよろしくお願ひします。</p>	<p>(雇用労政課長)  人材確保に向けた取組についてでございますが、道では、本道における人材確保対策を関係部局が連携して効果的に推進するため、人材確保対策推進本部を立ち上げたところでございます。  道といたしましては、この推進本部を通じて、人材確保に関する各部局の取組の総合的な調整を行い、本年度は、合同企業説明会や職場見学会、インターンシップなどを通じた業界等の情報や魅力の発信、働き方改革の優良事例や改革プランの普及による働きやすい環境整備の促進などについて取り組んでまいります。</p> <p>(労働政策局長)  人材確保対策の推進についてでございますが、全国を上回るペースで人口減少や少子高齢化が進行しております本道におきましては、若者や外国人留学生などの道内就職や職場定着の促進、U・Iターンなどによります道外からの人材の誘致、多様な人材の活躍の促進などの取組を人材確保対策として推進をしていくことが重要でございます。  道といたしましては、人材確保対策推進本部を通じまして、さまざまな施策に関し、情報の共有を図るとともに、業界等の情報や魅力の発信などに向けまして関係部局に加え関係団体とも連携をして取り組むなど、人材確保に向けた取組を効果的に展開してまいります。以上です。</p> <p>(経済部長)  人材確保対策推進本部についてであります。本道において喫緊の課題となっております人材確保対策の推進にあたりましては、各地域における雇用情勢や産業の動向を的確に把握するとともに、振興局を含めた関係部局が連携をし、情報を共有しながら、働き方改革推進方策に基づく取組を推進していくことが重要と考えております。  道といたしましては、人材確保対策推進本部を通じて、地域の状況や振興局の取組などについて情報共有を図るとともに、人材確保対策の総合的な調整を行い、業界等の情報や魅力の発信、道外からの人材誘致、多様な人材の活躍の促進などの取組を全庁が一体となって効果的に推進してまいります。以上でございます。</p>